

決議

締約国会議は、

7. 全ての登録湿地についてその地図および完全なインフォメーションシートを1997年12月31日までに条約事務局に提出することを優先させ、また湿地モニタリングの目的から少なくとも6年ごと(一回おきの締約国会議ごと)にそのデータを改訂することを締約国に促す。
8. さらに、条約の第3条2および決議5. 3を全うするよう締約国に重ねて促す。
9. 特に登録湿地に影響を及ぼすさまざまなカテゴリーの脅威の頻度ならびに分布の要約を提供し、また登録湿地として指定することでそのような脅威を減少させることができるのかどうかの結論を導くという観点から、国際湿地保全連合が登録湿地への脅威についての分析をさらに進めることを要請する。

決議VI. 14 ラムサール25周年記念声明、1997-2002年戦略計画と1997-1999年事務局活動計画

1. 25年前にイランの町ラムサールで湿地に関する条約が採択されたことを想起し、
 2. 湿地は地球の自然生態系の重要な構成要素であり、その水文学的、生態学的機能は地域の人口と開発を支え、生物多様性を維持していることを認識し、
 3. 結果的に全地球的な生物多様性の減少を伴う湿地の深刻な減少と機能低下が続いてきたこと、そして残された湿地の多くには、深刻で差し迫った脅威が続いていることに関心を払い、
 4. 文化的遺産、地域での実践、先住民の智恵の際立った重要性、それゆえ地域社会が湿地の賢明な利用と保全に重要な役割を果たすことを評価し、
 5. この条約がこの4半世紀に成し遂げたことを検討し、21世紀に向けての方向性を提起する「声明」の承認をもって、今会議において25周年を記念することが適切であると考慮し、
 6. 第5回締約国会議(1993年、日本の釧路市で開催)が決議5. 1の中で常設委員会に対して求めている内容、すなわち「第6回締約国会議において発表するために次期6ヶ年の戦略計画を準備する」という要請に注目し、
 7. 1997-2002年戦略計画が、締約国とNGOパートナーとの協議のもとに、常設委員会によって準備されたことを意識し、
 8. 条約の履行は、一方では締約国、常設委員会、科学技術検討委員会と条約事務局との間の、また他方では国際社会における他の環境関連条約を含む多数のパートナーと国内NGO、国際NGOとの間のパートナーシップであることを重ねて想起し、
 9. さらに、多くの締約国がラムサール『モニタリング手順』の名称をその本来の機能を正確に反映するよう変更することを望んでいることに注目し、
 10. さらに、常設委員会が事務局の活動計画遂行を監督する機能を重ねて想起し、
 11. 条約事務局の3ヶ年の活動計画を3ヶ年の予算に結び付けることの重要性を強調し、
- 締約国会議は、
12. 「ラムサール25周年声明」を採択する。

13. 条約履行のための基礎として、「1997-2002戦略計画」を承認する。
14. 「モニタリング手順」という名称を「ラムサール管理ガイダンス手順」と変更することを決定する。
15. 条約事務局の「1997-1999年活動計画」を採択する。

[付記:25周年声明、1997-2002年戦略計画、及び条約事務局の1997-1999年活動計画は、会議議事録の中で別々の文書として出版される]

決議VI. 15 第7回締約国会議からの手続き規則の改正

1. ラムサール条約締約国会議の「手続き規則」を、特に生物多様性条約等最近の他の条約の締約国により採用されている手続き規則と照らし合わせる必要性に注目し、

締約国会議は、

2. 現行規則 2(2)を以下のように変更することを決定する。

「湿地の保全と持続可能な利用の分野に関連する、各国国内のあるいは国際的な団体や機関は、政府組織であれ非政府組織であれ、締約国会議に出席したい旨の希望を条約事務局に通知してあれば、出席している締約国の3分の1以上の反対がない限り、オブザーバーとしての出席ができるものとする」

3. 現行規則 2(6)を以下のように変更することを決定する。

「オブザーバーとして会議の出席を希望する団体もしくは機関は、会議参加者の氏名を、少なくとも会議開始一カ月前までに条約事務局に提出しなければならない」

4. 他の国際環境条約との調整をはかるよう改正された手続き規則を第7回締約国会議に提案するために、今後3年間に締約国会議の手続き規則の徹底的な見直しをおこなうよう常設委員会に要請する。

決議VI. 16 加盟の手続き

1. 条約の締約国は「その領域内の適切な湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録すること」及び「それぞれの湿地の境界は正確に記載され地図上に表示されるものとする」(第2条1)ことを認識し、

2. 「さらに多くの国家が条約に加盟することを促進するため、それゆえ加盟のための正式な手続きを簡略化するために」、国家が批准を留保しないで条約に署名する際、または批准書か加盟の書類を寄託する際に、湿地が登録されるという条件の下で、地図及び登録湿地の記載は事務局に後から送ることもできるという決議4. 5の勧告を想起し、

3. 条約の締約国数の増加及びさらなる登録湿地の増加を満足をもって記録し、

4. 「国際的に重要な湿地のリストへの湿地の最初の登録手続き」に関する決議5. 3は、締約国がさらに湿地に登録する際には、勧告4. 2で設定された選定基準をひとつ以上の基準を満たすよう求め、疑問の余地がある場合には登録の前に条約事務局とその技術顧問との非公式な協議を行うことを求め、さらに湿地登録に際しては、境界をはっきり示した地図に加えて、自然保護上の措置、機能と価値、そして選定基準に特に注意を払いながらインフォメーションシートを条約事務局に提出することを求めていることを想起し、